

## 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

### 埼玉県人事委員会規則一三―六六

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三―一八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「定める期間」を「定めるとおり」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇の承認）

第十五条の二 任命権者は、子育て部分休暇の請求について、条例第十四条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業、介護時間又は特別休暇（第十一条第一項第二号の場合のものに限る。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇については、一日につき二時間から当該部分休業、当該介護時間又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第十六条の二第三項中「請求する部分休業」の下に「又は子育て部分休業」を、「当該部分休業」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第十七条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「定める期間」を「定めるとおり」に改め、同項に次の四号を加える。

十五 第十一条第一項第十四号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

十六 生後満一年に達しない子を育てる非常勤の職員が、労働基準法第六十七条第一項に規定する育児時間を請求する場合の休暇 一日につき二回とし、それぞれ三十分

十七 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の職員が、次に掲げる

場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を行う必要がある場合

十八 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び第十三条第一項各号に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号並びに次項第五号及び第六号において同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十九条の三第三項各号列記以外の部分中「定める期間」を「定めるとおり」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一日につき二時間（当該非常勤の職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

第十九条の三第三項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「認められる期間」を「認められる時間」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第九号を第七号とし、第十号を削り、同条第六項中「及び第十四号」を「第十四号、第十七号及び第十八号」に、「第三項第五号及び第六号」を「第三項第四号」に改め、同条第七項中「第三項第七号」を「第三項第五号」に改め、同条第八項中「第三項第八号」を「第三項第六号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。